

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年8月6日(2015.8.6)

【公表番号】特表2014-523318(P2014-523318A)

【公表日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2014-049

【出願番号】特願2014-519083(P2014-519083)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/38 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/38

【手続補正書】

【提出日】平成27年6月15日(2015.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前方向フランジ部であって、前方向面を具備する前方向フランジ部骨接触表面を有する、前方向フランジ部と、

前記前方向フランジ部から延在する顆部であって、前記前方向面に対向する面を具備する顆部骨接触表面を有し、自身に形成された顆部穴を有し、前記顆部穴が、前記面と交差して前記前方向フランジ部と交差しない顆部穴長手方向軸線を画定する、顆部と、を具備する大腿骨膝補綴要素。

【請求項2】

前記顆部穴長手方向軸線は、交点において前記面と交差し、前記交点は、前記面に垂直で前記交点と交差する軸線が8mm以下の前記前方向フランジ部からの最小空間を有するように、位置させられる、請求項1に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項3】

前記顆部穴長手方向軸線は、交点において前記面と交差し、前記交点は、前記面に垂直で前記交点と交差する軸線が5mm以下の前記前方向フランジ部からの最小空間を有するように、位置させられる、請求項1に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項4】

前記面は後方向面取り面を含む、請求項1に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項5】

前記面は後方向面取り面を含む、請求項1に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項6】

前記顆部穴長手方向軸線は、前記前方向フランジ部から4mmの最小距離だけ離間される、請求項1に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項7】

前記顆部穴長手方向軸線は、前記顆部骨接触表面に対して傾斜する、請求項1に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項8】

前記面は、前記面に垂直で前記交点と交差する前記軸線が前記前方向面と交差するように、前記前方向面に関して方向付けられる、請求項1に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項9】

前記顆部穴長手方向軸線は、前記面に垂直な線と 7° から 27° の角度を形成する、請求項1に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項10】

前記大腿骨膝補綴要素は、前記前方向面と、さらに、後方向面と、前方向面取り面と、末端方向面と、後方向面取り面と、を具備する大腿骨膝補綴部骨接觸表面を具備し、前記前方向面取り面が前記前方向面と前記末端方向面とをつなぎ、前記後方向面取り面が前記末端方向面と前記後方向面とをつなぐ、請求項1に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項11】

前記後方向面は、前記前方向面から基端方向に逸れる、請求項4に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項12】

前記後方向面を含む平面は、前記前方向面を含む平面と 1° から 5° の角度を形成する、請求項11に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項13】

前記顆部への固定のための後方向強化器と、
前記後方向強化器を前記顆部へ固定するのに作動可能な固定具と、
をさらに具備する、請求項1に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項14】

前記後方向強化器は、自身を通して形成された強化器穴を含有し、前記固定具は、ねじ式固定具を含み、前記ねじ式固定具は、前記顆部穴長手方向軸線と整列可能とされ且つ前記後方向強化器及び前記顆部に係合して前記後方向強化器を前記顆部へ固定するよう前記強化器穴及び前記顆部穴を横断することによって前記後方向強化器及び当該大腿骨膝補綴要素に対して固定可能とする大きさ及び形状である、請求項13に記載の大腿骨膝補綴要素。

【請求項15】

前記固定具は、長手方向軸線と周囲延在部とを画定し、前記固定具は、さらに、前記周囲延在部への固定具放射方向長さを画定し、前記顆部穴長手方向軸線が前記前方向フランジ部骨接觸表面から最小距離だけ離間され、前記最小距離は、少なくとも前記固定具放射方向長さに等しい、請求項13に記載の大腿骨膝補綴要素。